

令和6(2024)年度 燃料電池自動車導入事業費補助金

申請等手続きに関する手引き

令和6（2024）年4月1日発行
令和6（2024）年5月7日改訂
令和6（2024）年6月6日改訂
栃木県環境森林部気候変動対策課

1 事業の概要

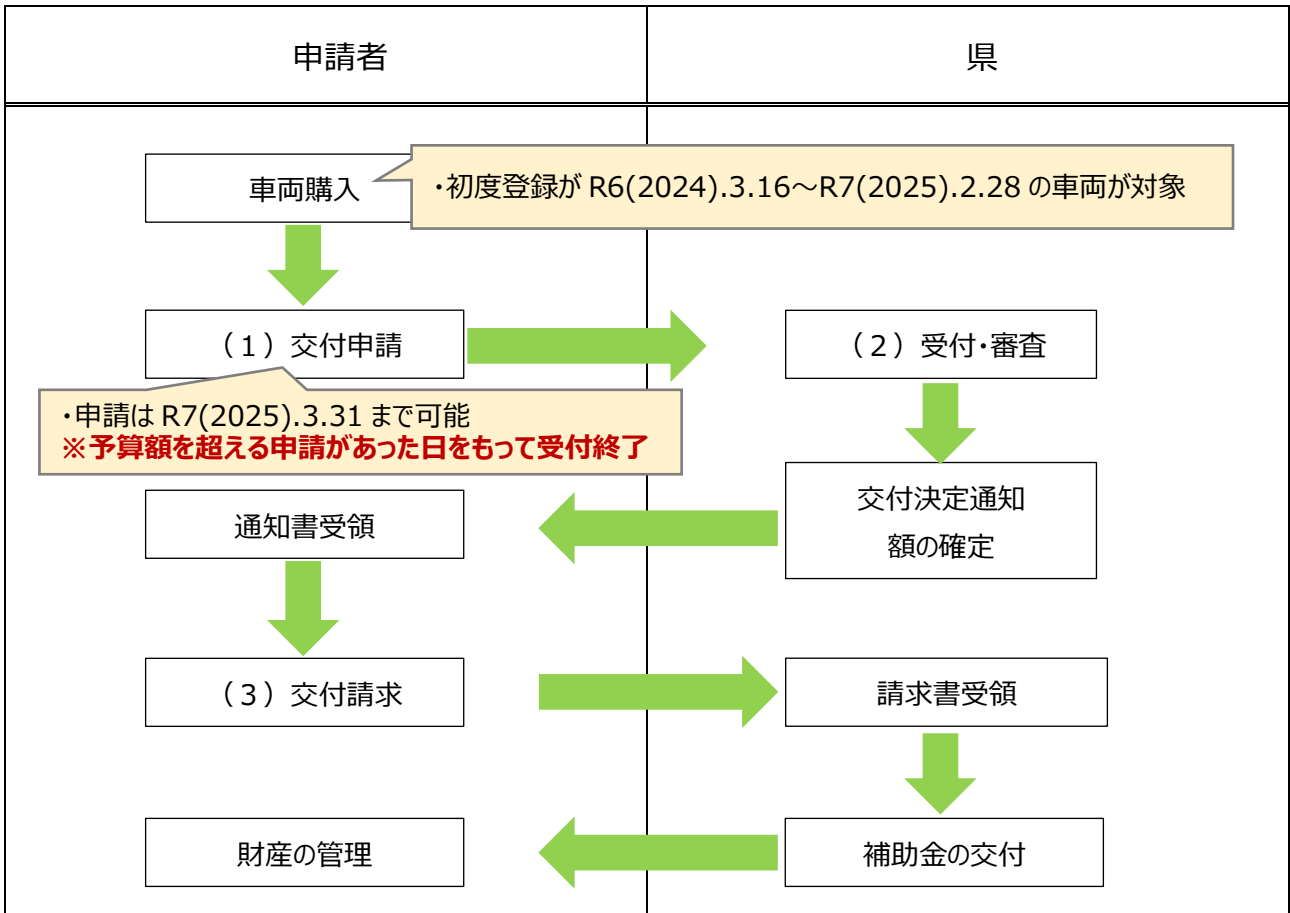
(1) 目的

本事業は、水素が日常生活や産業活動に普遍的に利用される水素社会の実現に向け、燃料電池自動車（FCV）を導入する者に対し、補助金を交付することにより、水素の需要創出と環境負荷の低減を図ることを目的とする。

(2) 補助金の概要

項目	内容
補助対象設備	FCV（燃料電池自動車） ・初度登録が令和6（2024）年3月16日～令和7（2025）年2月28日のもの。 ・自動車検査証に記載された使用の本拠の位置が栃木県内にあること。 ※令和7年3月以降登録の自動車の取扱いは、追ってお知らせします。
補助対象者	① 県内に主たる住居、事務所若しくは事業所を有する個人 ② 県内に事務所若しくは事業所を有する法人（国、地方公共団体を除く） ③ ①又は②に対して、FCVに係るリース契約等を締結したリース事業者
補助額	国のクリーンエネルギー自動車（CEV）補助金※の1/2：上限100万円 ※（一社）次世代自動車振興センターが執行するもの。

2 申請手続きについて



() 内の数字は、以降の手続き項目に対応

(1) 交付申請書の提出 (申請者→県)

- 車両登録及び車両代金の支払い完了後、交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付（必要書類一覧表参照）して提出してください。
- 提出方法はメール、郵送、または持参とします。なお、登記事項証明書（現在事項全部証明書）、住民票及び納税証明書については、郵送または持参により原本を提出してください。
- 書類に不備がある場合は有効なものとしません。全ての書類が整った段階で受理します。

(提出先)

気候変動対策課 カーボンニュートラル推進室

〒320-8501 宇都宮市埜田 1-1-20 県庁舎本館 11 階

電話番号：028-623-3186

E-mail : kikou-hendou@pref.tochigi.lg.jp

【必要書類一覧表】

番号	必要書類	法人	個人	リース	備考
1	誓約書	○	○	○	
2	購入車両（購入し、又はリース契約等を締結した燃料電池自動車という。）に係る請求書又は契約書 ※割賦販売の場合、申請者が契約者となっているローン契約書も併せて必要 ※車両登録番号、車体番号及び車両本体価格の記載があるものに限る。	○	○	○	写し
3	購入車両の代金の支払いに係る領収書 ※販売会社等の印があるものに限る。	○	○	○	写し
4	購入車両の自動車検査証	○	○	○	写し
5	登記事項証明書（現在事項全部証明書） ※リース事業者で、予定貸与先が法人の場合、予定貸与先の登記事項証明書も併せて必要 ※転リースの場合、中間リース事業者の登記事項証明書も必要 ※申請日時時点で、発行日から3ヶ月以内のものに限る。	○	—	○	原本
6	住民票 ※リース事業者で、予定貸与先が個人の場合には、予定貸与先の住民票が必要 ※申請日時時点で、発行日から3ヶ月以内のものに限る。	—	○	△※	原本
7	納税証明書（県税に滞納がないことの証明書） ※課税がない等の理由により滞納額がないことの納税証明書が交付されない場合は、その旨を記した書面（様式任意）	次の通り			
	県税事務所で発行されるもの ※リース事業者の場合、予定貸与先についての証明書も必要 ※転リースの場合、中間リース事業者の証明書も必要	○	○	○※	原本
	市町役場（個人県民税）で発行されるもの ※リース事業者で、予定貸与先が個人の場合には、予定貸与先の証明書が必要	—	○	△※	原本
8	購入車両に係るリース契約書	—	—	○	写し
9	購入車両に係るリース料金の算定根拠を示す書類 ※通常のリース料金と補助金を受けた場合のリース料金が比較できるもの ※転リースの場合、「リース事業者と中間リース事業者間の料金比較表」及び「中間リース事業者と予定貸与先間の料金比較表」が必要	—	—	○※	
10	その他知事が必要と認める書類				

(2) 交付決定通知書の送付（県→申請者）

- 申請内容を審査し、補助の要件に適合した場合、交付決定通知書を送付します。
- 受理後、審査に1ヶ月程度の時間を要する場合があります。

(3) 補助金の交付（申請者→県）

- 交付決定通知書が届いたら、交付請求書（様式第4号）をご提出ください。その際、交付決定通知書の写しと振込先口座が分かる通帳の写しを添付してください。ご指定の金融機関へ補助金をお振り込みします。

